

令和5年度田野畑村住民税非課税世帯等臨時特別給付金（7万円給付）のご案内

田野畑村住民税非課税世帯等臨時特別給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

支給の対象世帯

世帯全員の令和5年度

「住民税均等割が非課税」の世帯（※）

※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成された世帯は対象となりません。（健康保険証上の扶養、金銭面や生活面で養われているかではなく、税申告に基づいた税法上の取扱いとして扶養となっているかどうかで判定します。）

「田野畑村住民税非課税世帯等臨時特別給付金（7万円）」支給通知書が届いた世帯⇒**申請は不要です。**

- 令和5年度田野畑村住民税非課税世帯等臨時特別給付金（1世帯3万円）を受け取った世帯のうち、世帯構成に変更が無いと思われる世帯にお送りしています。
- 支給口座を変更したい・給付金を受け取りたくない場合は令和5年12月15日（金）**までに役場住民生活課（0194-34-2114）へご連絡ください。

確認書が届いた世帯⇒**確認書の返送が必要です。**

- 令和5年度田野畑村住民税非課税世帯等臨時特別給付金（1世帯3万円）を受け取った世帯のうち、世帯構成に変更があった世帯にお送りしています。
- 確認書は**令和6年2月29日（木）**までに同封の返信用封筒で返送するか、役場住民生活課窓口へ直接提出してください。

支給の対象世帯だと思われるが、支給通知書・確認書が届かない⇒**申請書の提出が必要です。**

令和5年1月2日以降に転入した方や、未申告の方がいる世帯は申請が必要です。

令和5年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)⇒**申請書の提出が必要です。**

- 申請書は役場住民生活課で配布するほか、村ホームページからダウンロードが可能です。申請書以外の必要書類については役場住民生活課（0194-34-2114）までお問い合わせください。
- 申請書は必要書類と一緒に役場住民生活課窓口へ直接するか、郵送でご提出ください。提出期限は**令和6年2月29日（木）**です。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、村や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)へご連絡ください。

お問い合わせ

田野畑村役場 住民生活課
給付金担当

TEL：0194-34-2114（直通）

受付時間：平日9：00～17：00